

7-3. 協議検討

(1) 議員定数

ア 当初の協議

考え方の基本として、単に、財政の視点からだけの削減ありきではなく、議員の法的
位置づけ、議員のしごとについて押さえた上で、定数も市民のものであるという視点から
協議を進めることを確認した。

①視察

議会改革を進めている以下の3市を視察した。

【視察】2月14日 川越市議会

議員定数については、議会運営委員会で定数削減についての協議を続けたが、全議員
一致しなかったことから、平成22年12月議会において議員提出議案という形で、議会
の過半数が賛成する中で定数4名削減して、40名から36名にする議案が可決したことで、
4名削減した。

【視察】4月17日 会津若松市議会

2008年6月に議会基本条例を制定したうえで、市民参加を重視する取り組みの中で、
行財政改革の理論である「削減ありき」でなく、民主主義の視点から、いかに市民の声を
反映できるかという視点で検討を重ねている。議員間討議ができる議員数を議員定数の基
準にすることを基本に検討を行った。

委員会討議を行うには、1委員会に7～8人必要。

4つの常任委員会があるので、議会制度検討委員会で、29人、33人、30人の3論併記
となり、政策討論会全大会で、多数決で30名となった。

【視察】4月18日 山形市議会

議会改革検討委員会を設置し、市民の意見を問うアンケートを作成したのち、会派間
で調整したが、一致点がなく、委員長案(議員定数を35人から33人にするなど)を示し、
パブリックコメントを募集。33人から意見があり、これらの意見を全議員に報告し、本
会議で、全会一致で2名削減となった。

以上の視察を検討した結果、部会では、会津若松市議会の方法を参考にしていくこと
を確認した。

②論点整理

各委員がそれぞれ、定数について提出した意見の論点を小口会長がまとめ、それに基づき意見交換を行った結果、以下の定数減・定数維持・定数増の3つに分かれた。

1) 定数減 (21人・20人・18人) の主な意見

- 公共料金の見直しなどで、市民負担を求めており、議会としても身をきるべき。
- あらゆる多様性を確保できるのは29人だが、社会情勢からやむなし。
- この人数でも常任委員会は可能である。
- 類似団体と比べ議員一人あたりの人口が3番目に多く21人でも民意の反映は可能

2) 現状維持(22人)の主な意見

- 議会に対する不信感が議員削減の声に繋がるので、議員を減らすより議会の中身の充実をすべき。
- 多様な意見を反映させるために、議員を減らすと意見の吸い上げが不十分になる。
- 前回の選挙で次点や次次点は数票差で緊迫している現状で減らすのはよくない。
- 3常任委員会に7人は必要（議長は委員会に属さない）
- 21名であると最終本会議で可否同数とる可能性が高くなり、議長裁決となる。

3) 定数増 (24人) の主な意見

- 3常任委員会を8人に。
- 市民のために働く議会にするためには、議員は多い方が多様な人が集まり、多様な意見が反映できるからよい。

イ 第1回市民の意見を聴く会で出された主な意見

第1回 市民の意見を聴く会(2014年5月17・18日)で、議員の法的位置づけ、議員の実態調査などの結果を報告したのち、市民の意見の聞き取りを行い、以下のような意見が出された。

- 定数見直しより役立つ議員であるべき。
- 必要なら報酬は削ってでも報酬は減らす

- 議員定数は、国立市は人口比に対して多いのはなぜか。
- 定数は減らすべきではない。多様な意見が大切。
- 定数は減らさないでほしい。むしろ増やしてほしい。

ウ 第1回目の江藤先生のスーパーバイズを受けて

第一回市民の意見を聴く会の後、スーパーバイザーである江藤先生との懇談を行い、議員定数について、江藤先生からのアドバイスを受けた。その上で、議員定数に関して、常任委員会や議長権限などの問題について、方向性を出すことでおのずと絞られてくるので、協議の内容を以下の3つのポイントに絞って行うことにした。

1) 常任委員会の人数を何人とするか。

江藤先生から、常任委員会が機能して市民の意見を反映させるためには、最低7人から8人は必要だとコメントを受けて、どうすべきかを協議した。

2) 議長は、常任委員会に属すべきか

現在、議長は1常任委員会に属しているが、江藤先生から、「議長は議会を代表し全体を把握しまとめるという職務から、常任委員会に属すべきでない。」とのコメントがあり協議した。

3) 本会議で、可否同数を避けるために、偶数定数にすべきかどうか。

可否同数の場合、議長採決となり、議長の権限が強すぎることになるという視点から江藤先生より偶数の定数の方が望ましいとのアドバイスがあった。この点について協議した。

エ ワールド・カフェ方式による特別委員会での協議を踏まえて

①議員定数を考える3つのポイント

議員定数を考える際の3つのポイントについて条例部会からの意見を取り入れるために、ワールドカフェ方式で、全員の意見を聴いた結果は、以下のようになった。

1) 3 常任委員会の人数について

- 7 人を維持すべき 8 人
議論するのに適切な人数・7 名を最低ラインと決めるべき
- 6 人に減らすべき 1 人
議員が多すぎる。少ない方が議論が深まる。

2) 議長が常任委員会に属するかの件について

- 議長は常任委員会から外れるべき…8 人
議長は、中立・公正で議会全体を把握すべき。まとめ役の議長が 1 常任で意見をいうのはおかしい。
- 議長は外さなくて良い…1 人
定数削減の観点から、7 人×3 委員会で、そこに議長を入れて 21 人にすべき

3) 本会議で可否同数を避けるために偶数定数にすべきかどうか

- 偶数にする方がよい…7 人
7 人×3 常任委員会+1 人の 22 人が 6 人。22 人が最低レベルとするが 1 人。
- 奇数でもよい…2 人
6 人×3 常任委員会+1 の 19 人という意見が 1 人
7 人×3 常任委員会の 21 人という意見が 1 人

②ワールドカフェで出された主な意見

- 国立市は議員が多すぎるので、まちで議員に会いすぎるから減らした方が良い。
- 議員が多くて、まちで会うのは、民主主義の観点から良いことだ。議員を減らすと、多数意見ばかりが反映されて、少数意見が反映できなくなる可能性がある。
- 市民の意見を聞く会では削減すべきではないという意見が多いので、反映すべき。
- 今後広聴広報委員会などもできる、議員の仕事が増えている現在の状況で減らすのは現実的ではない。
- 所沢市では、1 常任委員会の最低ラインを 8 人として、8 人×4 常任委員会+1 人=33 人としている。国立市も最低ラインを決めるべき。そういう意味で、専門家の意見を聞いてほしい。

- 今は、3 常任委員会だが、4 常任委員会にすれば、もっと議論が深まる。
- 市民都議会の距離を縮めるためには、思いっきり増やすべきか、もしくは思いっきり絞って、市民委員会を設けて住民参加を増やしていくかだが、現状ではそのような大きな改革は難しいだろう。

③ワールドカフェの結果を押えた上でのポイントの絞込み

1) 3 常任委員会の人数は何人が妥当か。

現在、国立市の委員会は総務文教委員会・建設環境委員会・福祉保険委員会の 3 委員会であるが、委員会での議論が成り立つ適正な人数を検討し、7 名程度が妥当ということで合意した。

根拠…多様な意見を反映するためにも委員長を除いて 6 人は必要。(条例部会で 6 名という意見が 1 名)

2) 委員会に議長は所属するべきか。

これまで、議長は慣例として、一つの委員会に属していたが、議長は議会を代表するという立場に置いて、1 常任委員会に属するのが適切かどうかを検討したが、合意に至らず。

- 所属するべきでない (13 名)

根拠…議長は議会全体を代表する。市民全体の立場、中立公正な立場で、すべての委員会を統括すべき)

- 所属すべき (6 名)

根拠…議長といえども議員なので、委員会に所属して発言する場を確保されるべき。地域の意見を反映する場として委員会に所属するべき)

3) 適切な議員定数について

以上の検討の結果、現状維持の 22 名と 1 名減の 21 名に分かれた。

- 現状維持の 22 名とする

根拠…各常任委員会 7 名× 3+議長 1 名=22 名

多様な市民の声を反映するために減らすべきではない。削減することは、少数意

見が反映しづらくなり、市民自治、民主主義を削減することに繋がる。定数が奇数だと可否同数となった時の議長権限が大きくなるので偶数がよい。

- 1名減の21名とする

根拠…各常任委員会7名×3=21名

多摩26市の人口あたりの議員数が国立市は福生市、羽村市に次いで3番目に多い。行財政改革の観点から痛みを伴う改革が必要と考える。

オ 第2回目の江藤先生のスーパーバイズを受けて

江藤先生のコメント

- 定数に関しては、常任委員会の人数の7名程度は妥当。
- 議長は委員会に属さないほうが良い。

カ 第2回市民の意見を聴く会で出された主な意見

第2回市民の意見を聴く会では、議員定数を1名削減の21人にするか、現状維持の22人にするかについての意見を求めた。3日間で、意見・質問等が42点出された。意見のうち現状維持または増やすという意見が19個、削減の意見が2個、わからないなど質問が20個であった。

主な意見としては以下の通りである。

- 広く市民の意見を反映するためには多い方が良い。
- 議員は増やし、報酬はそこそこに。
- 財政のために考えるなら大幅に減らすべき。
- 議会費を減らさなければならないなら、定数でなく報酬か他の予算を削るべき。
- 現状維持でよい。他と比べる必要はない。
- 定数と報酬の問題はいったいであって分けて論じにくい。議員定数に関しては、多摩26市の中ほどでよいのでは。

キ パブリックコメントのまとめ

議員定数については21個のパブリックコメントが寄せられた。

- 減らすべきでない・増やすべきという意見…14点

民意の反映のため、少数者の意見も大切だという意見が多かった。

- 減らすべきという意見…7点

財政削減の視点と議員は少ない方がよい、という意見が多かった。

1) 現状維持・増員の主な意見

- 議員自身が身を切るために、議員定数を減らす考え方は、民意反映のパイプが少なくなる事。人口比で多いから減らすというのは、事務的で表面的な判断。パイプ役の議員は多ければ少数意見も反映される。予算面だけの問題を考えるならば、議員の給料全体を減らす方法で、議員は減らさないでください。
- 少数者の意見をなるべく反映できるよう増員を検討すべきである。今まで、議員報酬を削減しない方便として定数削減をしてきたようであるが、本末転倒、「身を切ることが必要」と感じている方は、ご自分で本当に身を引いてはどうか。
- 「身を切る」ことは定数削減とは違います。議員定数は多い方が様々な立場・年齢・性別の幅広い意見を集められるため、削減するのはむしろ誤りです。定数削減は主権者たる選挙民の主権を削減するものと考えます。定数削減はやめてください。
(同様な意見が他7件)
- 議員定数が多すぎるという声は、政治不信から発しているのではないか。
- 他市と比べる意見には「こういう国立にしよう」という主体性が感じられない。
- できたら、24名に増やしてほしい。削減すれば民意が反映されず、ボスが增加。
- コストダウンが必要なら「役職加算を給与に移行し、その上で、給与総額を4～5%カットする」ことで1名減員相当の効果ある。ただし、議長・副議長に限定しての加算は論外。
- 仮に議員を削減するならば、それにより生ずる民主主義の機能低下を補完するため、住民自治の拡大とセットで実施すべき。
- コストカットのみにこだわるなら、副市長を空席にする方法が有効。法的には「任意」で義務付けられておらず、国立のような小規模自治体では幹部職員がしっかり働き、議会が正しく機能していれば不要。

2) 削減の主な意見

- 議員定数は15名で充分である。この狭い市では、現在の人数はいらない。一人ひ

とりの議員が一生懸命に働けばこの範囲では十分に民意を汲み取れる。それに、報酬が多いので、定数を減らせば、市の為にもなるし、良い議員が出てくると思う。名前だけの議員はもうたくさんである。

- 少数精鋭がよい。議員一人あたりの人口を多摩 26 市の平均並みにしてほしい。議員数が多いメリットとデメリットを精査して合理化すべき（議員が多いからこそできたという姿勢、市民へのサービス向上があったかどうか）例示してほしい。
- 定数は 2 名削減しても、全く支障ないのではないか。（同様な意見が他 2 名）削減しないなら、報酬を 5%程度、削減してもいいのではないか。
- 財政難の折、他市とは関係なく半分の 11 名を目指すべき。

ク 最終協議

これまでの協議と、市民からの意見やパブリックコメントの中身を精査すると、現状維持・増員の理由は、民意を反映するという議会本来の目的と合致したものが多く、削減の理由は財政削減の視点となっている。民意の反映のために削減するという根拠は見受けられず、財政削減の観点からの意見がほとんどであった点を確認した。

その上で、財政検討部会の委員の意見をまとめるにあたり、これまで、部会内で合意できなかった議長を委員会に所属すべきか否かについて協議することでおのずと定数も決まるということから、各委員の意見を出し合った。その結果、以下のように 2 つに意見が分かれたので、両論併記とすることとした。

1) 議長は委員会に所属せず、定数は現状維持 (5 人)

(常任委員会 7 人× 3+1=22 人となり、現状維持)

根拠として出された主な意見

- 議長の役割は市議会を代表し、まとめるもので、国会では会派を抜け、公平な立場を取るように市議会でも、まとめることに専念すべき。
- 議会費の削減を求める声は大きいですが、市民の意見では、それより多くの市民が議員の数を減らすべきでないと言っているので、地域民主主義の実現のために減らすべきではない。
- 議員が「身を切る」といって定数を減らすのは、民意の反映を減らすことになる。「身を切る」というのは定数削減ではなく、報酬削減すべきである。

2) 議長は委員会に所属し、定数は1名削減 (5人)

(常任委員会7人×3=21人となり、1名削減)

根拠として出された主な意見

- 議長も1委員会に属し、自らの意見・立場を表明する場を与えるべき。
- パブコメは尊重されなければならないが、7件は削減の意見が出されている。財政の観点から削減すべき。現在21名で議会は運営できているので1名減は可能。
- 議員が「身を切るべき」という点から削減すべき。福生や東大和なども削減を議論しているので、近隣市とのバランスの点からも削減すべき。

(2) 議員報酬

ア 当初の協議

①基本姿勢の確認

- 類似団体比較は資料として参考にするが、結論の根拠とはしない。
- 議論は削減ありきではない。
- 議員の役割、あり方、「議員の仕事とは、使命とは何か」原点に立ち戻った議論が必要。
- 「国立市議会議員の仕事」を市民に公開し、市民が望む「議員のあるべき姿」を聞き、適正な報酬、定数、議会費全体を検討していくことが必要。

②方法論の検討

- 無記名で全議員に実働時間、仕事内容、兼業の有無、適切と考える報酬、定数その他についてアンケートを実施する。
- 先進市の視察、市民との意見交換を行う。

全議員の議員活動の内容と実働時間の実態調査(無記名)は、委員会で反対の声(全員にとる必要はない。議員活動は実働時間では測れない、など)が上がり、部会の5人の有志が実態調査を行うことになった。

会津若松市議会『議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方』最終報告を参考に、議員活動実態調査を行う前に、「議員活動の範囲・定義」を協議する必要性を確

認した。

実態調査ワーキンググループから、会津若松市議会を参考に、12の議員活動と地域活動(L)、政党活動(P)、その他審議会等の活動(O)を「公的支援と公務性を軸とした議員活動の位置づけ」としてマトリクス上に配置することが提案され、確認された。その後、「議員の仕事実態調査シート」のフォーマットが提案され、5人の有志議員が2013年1年間の活動内容と実働時間の洗い出しを行った。

③視察

議会改革を進めている以下の3市を視察した。

【視察】2月14日 埼玉県川越市議会

○議員報酬について

中核市及び県内20万人以上の市についての調査、市議会議長会の議員報酬に関する調査、市長と議員の4年間の総支給額の比較をもとに議論。平成20年自治法改正で非常勤特別職の報酬とは切り離し、独立した形での「議員報酬」を位置づけたこと、また地方分権が進む中、議員活動が複雑かつ多様化し、中核市への権限委譲により職務が増大している背景を考慮し、現状のままとなっている。

検討・協議は特別委員会の設置ではなく、議会運営委員会において、各会派の意見を持ち寄り調整された。

議員の仕事の定義などは、法令、先例を遵守する前提で検討が進められた。

市民との意見交換においては自治会連合会がしっかり機能しており、日常的に行政や議会との情報交換が行われている。

報酬を議論するにあたり、比較方式も重要であるという認識に基づいて、国立市職員の平均給与(市報2013年11月20日号掲載記事)、多摩26市の議員報酬比較(市民一人あたり/議員一人あたり)が資料提出され、以下のような検討を行った。

- 国立市職員年間平均給与と議員報酬を単純に比較すると、課長補佐と係長の間である。決して多いとはいえない。
- 退職金や年金、共済費などが違い、比較が難しい。
- 市民一人あたりの議員報酬は26市中2位で高いほうだ。議員一人あたりの報酬は

13位。

- 人口の少ない市は、市民一人あたりの議員報酬が高くなる傾向があるから単純比較はできない。
- 民間との比較は、企業の大きさ、働き方など対象とする部分が明確とならず、曖昧な表にしかならないため、見送る。

【視察】4月17日 会津若松市議会

○視察のテーマ

- 議会活動・議員活動の範囲・定義をどのように捉えたか
- 議員活動日数モデルの考え方について
- 議員報酬モデルの考え方について

○協議の経過と結果

基本姿勢として、行財政改革の理論である「削減ありき」ではなく、議会機能、議会・議員活動のあり方等から検討。「議会改革の論理は地域民主主義の充実・実現」という基本的スタンスで協議・検討を進めた。

最初に議会活動の範囲と定義について、制度と現状を把握し、協議・検討し、議員活動を公的支援の有る無し、公務性の強弱で4つの領域に分けて位置づけた。

議員の職責「議員間の自由な討議を通じ、市民意見を的確に把握するとともに、市民全体の奉仕者として活動することを目指さなければならない」と職務、議員像を明確にしたうえで、議員活動日数の把握を行った。

6人の有志議員の実態調査に基づいて議員活動換算日数モデルを設定→修正、それに伴う議員報酬モデルの設定→修正。

議員活動換算日数モデル（修正）：1354時間＝169日

議員報酬の検討にあたっては、「議員報酬は議員活動という役務に対する対価であること」を基本に、

- ①原価（積算）方式（日当制・全国町村議会議長会検討案による不法）
- ②比較方式（類似団体等との比較）
- ③収益方式

という三方式で試算した。

原価（積算）方式（全国町村議会議長会検討案）による試算

議員報酬月額＝長の給料月額×（議員の活動換算日数/長の職務遂行日数）

それに基づいて試算した議員報酬月額＝49万4000円は、現行の48万1000円を上回っていた。市長権限と議員権限の質的な差について数値化することは困難であるため、報酬モデル額（770万円）を上限と定め、現状の報酬額（750万円）はそれを下回っていたため、現状維持とした。

比較方式による試算には一定の限界があり、実証面、理論面の両面で説明能力が低い。収益方式は議員活動による市政への貢献度を評価し、その指数化を行うことは現時点では困難であったため採用しなかったが、今後議員報酬の検討にあたっては重要。

【視察】4月18日 山形市議会

○視察のテーマ

- 議会活動・議員活動の範囲や定義をどのように捉えたか
- 報酬月額3万円減額とする改定案の根拠や考え方について
- 市民意見の聴取について

○協議の経過と結果

月額70万円の報酬は類似団体でも1位。市民からも見直し案に賛成、現行の半分にすべきだという声上がり、調整の結果、全会一致で報酬月額70万円を3万円減額し、67万円とする見直し案が全会一致で可決。

④意見集約

これまでの協議と視察を受けて各委員から意見を提出、集約を行った。

1) 現状維持

- 民間と比較した場合、厚生年金等、諸手当、退職金がないことから容認される額である。
- 現状国立市課長補佐程度である。生活維持の最低限の額と考える。報酬から活動費を捻出している。削減すべきでない。
- 多様な人材で議会が構成されることが望ましい。身分保障がなければ人材が集まらない。
- 兼業が難しい現状から、報酬は生活給となっている。
- 類似団体中3番目に高額だが、議員一人あたりについては、期末手当を含めると類

似団体4位の狛江市より低い水準である。

- 市民一人当たりの報酬額は26市中2位だが、議員一人当たりでは13位であり、高いとはいえない。
- 類似団体中国立市は高いほうだが、地価に連動し固定資産税が高いことから、西武線沿線と中央線沿線を単純比較することは適当ではない。また、狛江市は報酬が低い分、期末手当を5ヶ月としている。
- 原価方式で判断するべき。報酬増が必要と考えるが、市財政の現状を考えると現状維持。

2) 定数改定分を減額

- 定数を1減した場合、単純計算で報酬781万5500円の減。役職加算を加えると820万2600円の減。経費等も加えると1150万円の減になる。

3) 実態調査より算出

- 現状の実働時間から算出した平均値に、基本条例制定後に増えるであろう議員活動分を加え、市長年収との比較で算出する（会津若松市議会方式）。
- ＊実態調査WGから、5人の議員有志の集計表が示された。→グラフにして市民の意見を聴く会に提示。

イ 第1回市民の意見を聴く会で出された主な意見

市民の意見を聴く会 5月17日@北市民プラザ、5月18日@市役所

1) アンケート 52通より主な意見

- 各議員が憲法を正しく理解することが大事。
- 削減ありきではなく、議会の質を向上する努力を。
- 国立市の将来ビジョンが最初にあるべき。定数や報酬は枝葉末節のことだ。
- 議員の数を減らすより、報酬を少なくしたほうがよい。
- 「政策・条例の立案」の実働時間があまりにも少ない。

2) グループ討議で出た主な意見

- 議員の報酬と給料の違いがわからない。なぜ議員の報酬を減らそうとしているのか、その意味もわからない。
- 市の財政が赤字だからと定数を減らしたり、報酬を減らすのは民主主義の自殺行為。市民に議員がやっていることをもっとアピールしてわかってもらうべき。その対価として報酬があるのだから。
- 報酬は一日 9100 円の日当制に。でも、年間 300 万円は保障すべき。
- 必要なら報酬は削ってでも定数は減らしてはならない。
- 報酬に関して上げることも必要。
- 議員報酬はある程度の保障が必要。
- 議員の生活費を 600 万円くらいにして、活動費を 300 万円くらいにしてはどうか。

3) 市民の意見を聴く会を終えての意見交換を行い、スーパーバイザー・江藤先生への質問を検討した。

- 議員報酬の捉え方～何をもって適正とするか？
- 原価（積算）方式を採用し、年間実働時間を合計して議員活動換算モデル日数に換算し、市長の給料月額/市長職務遂行日数から「日当」を割り出し、日数にかけた会津若松市議会方式について、どうか？
- 比較方式としては、他自治体議員との比較、市職員～教育長、副市長、市長との比較が考えられると思うが、どちらも単純比較はしにくく、妥当性が見出しにくい。職責・権限の違いもある。これをどう考えるか？

ウ 第 1 回目の江藤先生のスーパーバイズを受けて

江藤先生によるスーパーバイズ 5月19日@委員会室

①江藤先生によるコメント

- 議員活動実態調査、5人は少ないのでは。
- 報酬について、身分を根拠とする議論は論外。3方式が考えられる。①収益方式（成果）、②原価方式（活動量）、③類団比較方式。①は算定が難しい。③は市の独自性が発揮されない。②原価方式が現実的でベターである。
- 実態調査の中で、政党活動は政党助成金で保障されている活動なので、外すべき。

地域活動は、会津若松市議会は議員活動に入れていないが、入れてもいいのでは。

②スーパーバイズを受けての協議

スーパーバイズの内容について検討し、さらに報酬について協議した。

1) スーパーバイズについて

- 実態調査については、当初は全議員に協力いただく予定だったが、委員会での反対意見も強く、部会有志にとどまった。現実的に非常に時間がかかる作業。これ以上の調査は難しい。
- 政党活動も地域活動も「議員活動」には位置付けていない。市民の意見を聴く会でこちらの説明が足りず、誤解があった。
- この実態調査の結果をどう報酬に反映するのか、しないのか。議員は365日24時間議員である。実働時間より「身分」に対する報酬、という考え方もある。

→WGとしては、行った調査結果から会津若松市議会方式で報酬を割り出して提案をしたい。

2) 報酬についての議論

- 議論する前に、市民の意見を聴く会で出た意見をまとめ、検討材料とすべき。
- 年金がなくなったのは大きい。現状維持がよい。月額49万円は決して大きい額ではない。これから議員になろうとする人を考えたとき、これ以上減らすと厳しい。
- 子育て中の人、生計を立てる人に、ある程度の報酬担保は必要。安易に下げるべきではない。なり手がなくなる。
- 国立は家賃も高い。
- 市当局とのパワーバランスもある。今後、弁護士や医者、専門家が職を辞して議員になる可能性もあるだろう。副市長や教育長、3役の平均年収が1240万円、部課長平均が979万円。議員はいま831万円。きちんとした仕事をしていくためには、むしろ上げてよい。が、市財政全体を考えたとき、現状維持か。
- 2013年の実態調査で洗い出した実働時間に議会基本条例制定後に増えるであろう時間を加えて、会津若松方式で市長の給料、実働日数をベースにして議員報酬を割り出して提案をしたい。現在の報酬が妥当か否か、市民に示していく根拠が必要。

- 現状、活動費も報酬から出している。税金、年金、社会保障費を引かれると相当苦しい。年金がなくなったのは大きい。
- 類似団体市との比較も大事。議員一人あたりの報酬は多摩 26 市中 13 位。決して高くはない。
- 実働時間以上に身分保障として報酬を考えることも大事。現在の報酬額は妥当。
- 本来活動費は政務活動費で担保すべき。政務活動費と並行して議論する必要あり。
- 概ね現状維持の意見が多いが、実態調査から算出した額を共通認識として見てみたい。
- 2013 年度の調査に、条例制定後増える実働時間をプラスアルファする時間については、市民に根拠を示す必要がある。

実態調査 WG より a. 議員活動のみの実働時間、b. 議員活動に地域活動を加えた実働時間、c. 議員活動に今後の議会改革を受けて増えるであろう活動を加えた実働時間それぞれから算出した報酬額が示された。

a.) 2013 年の議員活動①～⑫の合計から試算

5 人の有志による実態調査の平均実働時間＝1237 時間÷8 時間＝155 日＝議員活動換算日数モデル

試算議員報酬月額＝市長給料月額×議員活動換算日数モデル/市長職務遂行日数

80 万 7500 円×155 日/318 日＝39 万 3593 円

試算期末手当（3.95 ヶ月とすると）：155 万 4692 円＋12 ヶ月：472 万 3116 円

試算年額：627 万 7808 円

b.) 議員活動①～⑫に地域活動（L）を加えて試算

5 人の有志による L を加えた平均実働時間＝1636 時間÷8 時間＝204 日

80 万 7500 円×204 日/318 日＝51 万 8018 円

試算期末手当（3.95 ヶ月とすると）：204 万 6171 円＋12 ヶ月：621 万 6226 円

試算年額：826 万 2397 円

c.) 議員活動①～⑫に議会改革で増えるであろう実働日数を加えて試算

会津若松市の活動モデル日数の政策討論会（全体会＋4分科会）＋市民との意見交換会＝
54日

既に国立市議会2013年に含まれている議会報告会に関わる日数＝5日

$54-5=49$ 日を追加→ $155日+49日=204日$

$80万7500円 \times 204日 / 318日 = 51万8019円$

試算期末手当（3.95ヶ月とすると）： $204万6175円 + 12ヶ月$ ：621万6228円

試算年額：826万2403円

→どれを採用するか、今後の議論とする。

③論点整理

これまでの議論をまとめ、最終報告にまとめていく提案が部会長よりなされた。

1) 現状維持

- 民間と比較した場合、厚生年金等、諸手当、退職金がないことから容認される額である。
- 現状国立市課長補佐程度である。生活維持の最低限の額と考える。報酬から活動費を捻出している。削減すべきでない。
- 多様な人材で議会が構成されることが望ましい。身分保障がなければ人材が集まらない。
- 兼業が難しい現状から、報酬は生活給となっている。
- 類似団体中3番目に高額だが、議員一人あたりについては、期末手当を含めると類似団体4位の狛江市より低い水準である。
- 市民一人当たりの報酬額は26市中2位だが、議員一人あたりでは13位であり、高いとはいえない。
- 類似団体中国立市は高いほうだが、地価に連動し固定資産税が高いことから、西武線沿線と中央線沿線を単純比較することは適当ではない。また、狛江市は報酬が低い分、期末手当を5ヶ月としている。
- 原価方式で判断すべき。報酬増が必要と考えるが、市財政の現状を考えると現状維持。
- 議員年金が廃止されたのは大きい。これから議員を目指すことを考えた場合、月額

49万円は決して大きな額ではない。よって現状維持。

- 今後、弁護士や医師、専門家が職を辞して議員になる可能性もある。副市長、教育長といった三役の平均年収が1240万円、部課長平均が979万円、議員は831万円。きちんとした仕事をしていくには上げてよいが、市財政全体を考えた中で現状維持とすべき。
- 実働時間以上に身分保障として報酬を考えることも大事であり、現在の報酬額は妥当であり、現状維持。

2) 議員定数改定分を減額

議員定数を1減した場合、単純計算で報酬781万5500円の減。役職加算を加えると820万2600円の減。経費等も加えると1150万円の減になる。

3) 実態調査より算出

現状の実働時間から算出した平均値に、基本条例制定後に増えるであろう議員活動分を加え、市長年収との比較で算出する（会津若松市議会方式）。

2013年度の実態調査に、議会基本条例制定後増える実働時間を加え、会津若松市議会方式で市長の給料、実働時間をベースにして議員報酬を割り出し、現在の報酬額が妥当であるか、市民に根拠を示すべき。

4) その他の意見

議論する前に、市民の意見を聴く会で出た意見をまとめ、検討材料とすべき。

本来活動費は政務活動費で担保すべきであるから、政務活動費と並行して議論する必要がある。

エ ワールド・カフェ方式による特別委員会での協議を踏まえて

特別委員会では、ワールドカフェ方式で3つのグループに分かれて議論を行った。各グループで出た意見は以下の通り。

①委員会協議

1) 議論のポイント

「削減ありき」ではない、地域民主主義の実現、議会力向上のために、という基本姿勢を確認した。

議員報酬を算定する方式として、財政部会では①比較方式、②原価方式、③身分保障の観点という3つの考え方を元に協議してきた。それぞれ、どのように考えるか。

2) 議員報酬について出た意見

a.) 比較方式について

- 議員報酬比較は人口規模が小さい市ほど高くなるのは当たり前で、人口の大小によって惑わされるべきではない。
- 類似団体との比較も必要ではないか。
- 比較方式はいかがなものかと思う。
- 26市市民一人あたりの議員報酬比較は人口規模が小さい市ほど高くなるのは当たり前でありあまり意味がない。
- 期末手当、役職加算も含めて比較すべき。
- 市職員給与との比較が公正かと思う。現在は課長と係長の間で適正な額。
- 職員との比較はどうか？ 立場が違う。
- 類似団体比較では70万位高い。隣の国分寺市より高い。もっと下げてよい。
- 職員との比較は難しいし、成り立たない。
- 類似団体と比較して報酬は下げる。

b.) 原価方式について

- 報酬額は、原価方式で算出すべきである。
- 今回の原価方式による算定では、627万～826万の開きがあり、今の報酬額820万円はその枠内に入っている。
- ただ、その枠内に入っているからといって、それが適正との判断なのか？
- 議員の仕事に見合う説明が必要であり、その活動根拠が見えるので良い。
- 算出の基礎としているのが市長給与との「比較」で、これは26市中真ん中あたり。市長給与との比較が妥当か？ 市長の年間稼働日数に地域活動を加えると実際もっと多いのではないか。
- 議員がどういう仕事をしているか、きっちり市民に見せてほしい。そのうえで報酬

を検討すべき。方式でいえば、原価方式が最も腑に落ちる。地域活動に関しては、妥当と思えるものは加えてよいと思う。会津若松市議会では地域に出て市民との意見交換会を行い、それを受けて議員間で討議することで実働時間が増えている。そういった活動が国立市議会でも位置づけられて、市民に理解していただいたうえで、妥当と思われる額を認めてもらえばよい。

- ちゃんとした仕事をしていれば議員報酬が高いとは思わない。削るにしろ何にしろ、きちんとした理由付けが必要。実際の額を知らずに高いと言っている市民もいる。他市との比較より、国立市らしい報酬額を示すべき。国立市の特性として地域で活動しないとやっていけない。原価方式で地域活動も加えてほしい。
- 報酬を議論する際は原価方式でよい。

c.) その他の意見

- 身分保障をしなければ人材が集まらない
- 議員報酬額と手取り額についての説明が行き届いていない
- 税金等の支払いにより、820万円の報酬から引かれて手元に残る額の説明が必要
- 報酬額は現状維持でよい。まちの成り立ちの中で議会の役割があるから。
- 経費（政務活動費）がどれくらいかかっているか、調査してほしい。
- 報酬は下げ、政務活動費を上げる。身分保障の観点からあまり下げるのはよくない。

3) 総合的な議論として（複数出た意見）

- 単に他市との比較で高い安いと議論しても仕方がない。市民に議員の仕事の中身を見せたいうえで、報酬額の妥当性について尋ねるべき。議論の方向性としてはいい方向。
- 期末手当、役職加算はなくして、「年俸制」にしたほうがわかりやすいのではないか。

4) 上記の意見を集約し、以下のように整理した。

【議員報酬の方式について】

a.) 比較方式がよい＝1

- 他市との比較でなく市職員給与と比較すべき。
- 他市との比較で市民一人あたりの報酬額は人口規模が違うなかで意味がない。

- 他市とは比較でなく、国立市ならではの観点が必要。

b.) 原価方式がよい = 6

- 議員の仕事の中身、活動を見せて説明できる。根拠を示していくことが必要。市民にわかりやすく、理解が得やすい。
- 市長給与からの算出でよいのか？ 仕事の質は同じか？ → 会津若松市議会では、「上限」とし、議員報酬はこれを超えない額に定めている（財政部会委員）。

c.) 身分保障の観点がよい = 2

- 身分保障というより、労働者としての生活保障の側面を重視してほしい。税、社会保障費を引いたあとの額、生活実態を市民に示し、議論すべき。
- 下げることがよいとは思わない。どんな職業、年齢の人でも立候補できる額であることが重要。
- 議員は名誉職ではない。身分保障の観点はおかしい。

【新たな議論として】

- 報酬、期末手当、政務活動費はトータルに見る必要がある。報酬あるいは期末手当は下げて、政務活動費は実態を調査したうえで上げるべき = 4
- 全部まとめて「年俸制」にしたほうがよい = 複数

【報酬額について】

a.) 現状維持 = 2

b.) 下げるか見直す = 7（役職加算 → 政務活動費に、役職加算 → 報酬に）

上記をふまえて、担当委員で協議した結果、部会に下記の提案があった。

原価方式（*議会改革で増えるであろう実働時間を換算したもの = 829万円）を上限として考える。さらに改選後、4年に一度は実態調査を行ったうえで見直しをする。

さらに、誰もが立候補できるための生活保障的な側面も勘案し、税・社会保障を差し引いた後の手取り額を市民に示して理解を求めていく（条件によって異なるため、幅を持たせて示す）。

将来的には、報酬と期末手当を一体化した「年俸制」を検討すべきか？

委員会での協議（条例部会委員からの意見）を受けて現状は49万円/月（年間49万

円×12+49万円×3.95×1.2=820万円)について、①比較方式②原価(積算)方式③身分保障(生活保障)の観点という3つの考え方について検討・協議を行った。

②条例部会の意見聴取

- 比較方式が良い1名(理由:他の自治体でなく、市職員給与と比較するのが妥当)
- 原価方式が良い6名(理由:実態調査を行い、議員活動の実働時間から実働日数を算定し、市長の日当に掛けて算出するやり方は市民への説明責任を果たし、説得力がある)
- 生活保障の観点で考えるのが良い2名(理由:議員といえども労働者。手当もなく、手取りは決して多くない。誰もが立候補できる額を保障すべき)

③財政部会の検討経過

適正な議員報酬は?→原価(積算)方式を基本に考える。具体的には2013年度の議員活動実態調査の平均実働時間に議会改革で増えるであろう実働時間を加えて算出すると、826万円/年。これを上限と考えるのであれば、実際の報酬額は下回っている。さらに、誰もが立候補できるために生活保障的な側面も勘案すれば、現状の額は妥当といえるのではないか。ただし、4年に一度は実態調査を行ったうえで、定期的な見直しを行っていく。
※市民理解を得るために、議員報酬から各種保険料等を差し引いた「手取り額」を、幅をもたせて示すか?

※将来的には、報酬と期末手当を一体化した「年俸制」の可能性も検討すべきでは?

オ 第2回目の江藤先生のスーパーバイズを受けて

江藤先生によるスーパーバイズ 9月22日@委員会室

①部会のプレゼンテーションの要旨

議員一人あたりの議員報酬が適正であるのかを判断するためには、議員とは何か、議員の役割はこのようなものであると明確に定義付けをする必要がある。法律上の議員の役割・位置づけ、議員の仕事の実態調査を行った。

議員の仕事については、公開されている会議、例えば年4回の定例会やその中で行われる常任委員会、臨時議会、行政視察などは公務と位置づけられるため明確。これ以外に、

議員として政策立案や政策判断のために知識や経験を深めていく活動も議員活動の一環である。市民相談や地域活動などは、どこまでが議員活動であるのか、判断に苦慮する場合もある。そこで5人の有志が2013年度のそれぞれの活動実績をデータ化し、集計を行った。集計にあたっては、会津若松市議会の議会改革の取り組みを参考に、①議決・審査②行政視察等、議員活動を12項目に分類し、どのような活動にどの程度時間をかけているのかわかるようにした。地域活動、政党活動は別に計算した。

議員報酬については、議員の活動実態に基づく原価（積算）方式、他市との比較、生活保障の観点の3つの方向から検討。原価方式では、5人の有志の2013年度の実働時間の平均をモデル化し、さらに今後議会改革で増えていくであろう活動時間を考慮すると、月額51万円余りとなった。現行の議員報酬は適正であるとの意見がある一方、議会費を削減するなら定数削減ではなく、議員報酬を減らすべきとの意見も出ている

②江藤先生によるコメント

- 原価方式を突き詰めると時間給になる。果たしてそれで良いのか。この方式の限界と考える。ベストではないが、ベターではある。
- 議員によって仕事量に差があるのが実態である。その差をどのように説明するかは課題。
- 現状の集計では時間数が下回る。議会改革で増える分を勘案し、現状は妥当とする場合、どのように増えるかを明確にしないと下げる方向の議論になる。
- 議員としての地域活動は、報酬算定のカウントに入れても良いのではないか。

③スーパーバイズを受けての協議

江藤先生のスーパーバイズを受けて、第2回市民の意見を聴く会に向けて協議を行った。実態調査の実働時間について、議会改革で増えるであろう実働時間については、会津若松市議会の最終報告を再度確認した。c.について下記のように修正した。

c.) 議員活動①～⑫に議会改革で増えるであろう実働日数を加えて試算

議会改革によって、今後、国立市議会で活動時間として増えるであろう日数を、会津若松市議会の活動モデル日数からピックアップすると、以下の通りになる。

政策討論会（全体会）1.5日

政策討論会（一分科会） 4.5 日
市民との意見交換会（地区別） 2.3 日
市民との意見交換会（分野別） 1.1 日
広報広聴委員会 8.6 日
政策討論会（全体会） 関係 3.8 日
政策討論会（一分科会） 関係 5.3 日
市民との意見交換会（地区別） 関係 9.8 日
市民との意見交換会（分野別） 関係 9.8 日
広報広聴委員会関係 9.6 日
合計 56.3 日

既に国立市議会 2013 年に含まれている議会報告会に関わる日数=5 日であるから、
 $56 \text{ 日} - 5 \text{ 日} = 51 \text{ 日}$ で、a. に加えると、 $155 \text{ 日} + 51 \text{ 日} = 206 \text{ 日}$
 $80 \text{ 万} 7500 \text{ 円} \times 206 \text{ 日} / 318 \text{ 日} = 52 \text{ 万} 3097 \text{ 円}$

カ 第 2 回市民の意見を聴く会で出された主な意見

市民の意見を聴く会 10 月 17 日@南区公会堂、10 月 18 日@公民館

①報酬についての意見

1) 現状でよい（上げても）

- 議員になることのリスクがある以上、現行で良い。
- 議員が頑張っていれば報酬はきちっとあるべき。
- 議員の質が低い。上げるためにはもっと報酬を上げても。
- 一部の市民のためではなく、多くの市民のための活動であるべき。現行の報酬額維持で良い。
- この程度は仕方がない。そうでないと自分の仕事として人生かけてやる人が出てこない。

2) 減らすべき

- 市民一人あたりの議員報酬が多摩 26 市中 2 番目というのは多い。
- 365 日 24 時間、議員は議員。労働者平均+再生産できる額を。
- 額の妥当性に納得できない。活動量に個人差もある。

- 経費削減が必要なら、定数ではなく報酬を削るしかないかも。

3) その他

- 報酬は第三者が分析すべき。
- 下げるだけが良いとは思わない。適正額を見極めよ。
- 「原価方式」という言葉がわかりにくい。
- 地域活動は議員活動ではなく選挙活動だ。
- 地域活動は市民はボランティアでやっている。議員に報酬が支払われるのはどうか。
- 国立が良くなっているなら 49 万円の報酬は OK。市民に還元されている実感がない。
- 議員自身が何をしたか、実績・成果に応じて報酬を決めてほしい。
- 他市との比較は意味がない。
- 報酬は増やさない。ボランティアの部分もあっていい。
- 市民が納得できる報酬額を。
- 多摩 26 市の中での順位も大事。
- 市民活動している議員、していない議員いるなかで、報酬に入れると逆に活動が減るのではないか。
- 報酬と政務活動費の内訳を変えるべき。総額で 820 万は適正。
- 総額は現状の水準でよい。政務活動費の割合を増やす。

キ パブリックコメントのまとめ

①現状でよい（上げてよい）

- 各議員の活躍が認められれば上記の施策で定員削減の条件でもっとアップしても良い。
- 定数も報酬を減らす必要はない。民間に比べて報酬は決して高くない。
- 現状維持。

②減らすべき

- 他市との比較も重要。10%の削減を要望。
- 現行のままなら議員報酬を減らすべき。もっと市の財政が楽になってからその時に増やせば良い。真面目に働いている議員だけで十分である。
- 議員報酬は削減。月額 40 万円がよい。国民の年間所得の平均 400 万円。国民の痛

みが理解できていない。

- 減らすべき。日本人の年収の平均値、中央値、最預値と比してかなり高額。市長の報酬との比較計算式を持ってきて根拠とするのはおかしい理論。市長も高すぎる。
- 議員「報酬」年間 800 万円は確かに多い。しかもお手盛りの役職加算などももらっていることは初めて知った。現在の報酬水準を維持するために定数削減を考えるのは本末転倒。削減が必要というならば、「身を切って」一人 500 万円くらいに減額してはどうか。
- 議員報酬は高すぎる。逆に政務活動費が低すぎる。仮定の話であるが、議員報酬を 700 万くらいとし、政務活動費を 100 万円にすればすっきりするはず。
- 議員報酬を市長と比べて妥当とはナンセンスでいい加減にせよ。市長の職務・責任の重さと比べて、議員の職務など半分以下でいい加減な議員が多いのだから。
- 49 万円は高すぎる。30 万円程度にしなさい。
- 責任が全く違う市長の勤務日数と比べて議員報酬が妥当とは笑止千万。全く話にならない。誰か気がつかなかったのか。
- 議員定数については現行でよいと考えるが、議員報酬は削減すべきと考える。理由は、
 1. 議員の大半は兼業であり生活保障面での理由はない。
 2. 報酬が多ければいい人材が集まる考えは特殊な能力があればの考えである。市の議員にほかの業界と競合する人材がいるのか疑問
 3. 報酬が多ければ政治屋の育成にもつながり、特定の階層にすり寄る政策をとる議員を助長する。
- 今回導入された市長との比較、5 人の議員活動の平均など、なぜ市長との比較なのか、なぜ 5 人であって 22 人でないのか、まったくもって説得力の欠ける、数字が恣意的に選ばれていると批判されても仕方がない内容だ。
- 近隣の立川市は 17 位（市民一人あたりの議会費 2858 円）、国分寺市は 16 位（市民一人あたりの議会費 2902 円）。
- 国立市は議員一人分の報酬を削減することを考えみてはどうか。定数削減に反対、報酬削減に賛成。
- 市議の報酬は、市民感覚としては多額とを感じるが、ことさらに下げなければならないとは考えない。しかし、定数と関連して考えるならば、本来「身を切る」ことは

報酬を下げることだろうと思う。

③その他

- 市長の公務日数と議員の実働日数で報酬を換算するのは説得に欠ける。業務の質が違ふ。
- 財政面や他市との比較は大事な点。
- 「生活保障をしなければ良い人材が集まらないという意見がありました」と記載されていることを大変残念に思った。現その金額と根拠を堂々と提示すべき。

ク 最終協議

実態調査について、行った議員が5人ということに不信感が強かった。今後は数を増やして継続的に行っていくこと、市民に公開していくことで不信感を払拭していくべき。

職責が異なる市長給料と比べるのはどうか、という意見があったが、「公選職」ということでは同じで、他と比べるのは難しい。会津若松市議会でも、市長と職責、権限は異なるものの「上限」とし、「それを超えない」基準として採用している。

これまでの議論の過程において、年俸制を考えていく提案もなされたが、すぐには難しい。今後の議論とする。

パブコメでは厳しい意見が多かったが、諸手当・年金・退職金がない実情が市民に周知されていない現状がある。今後はもっと「市民の意見を聴く会」等議員が地域に出ていく活動を積極的に行っていくことで、市民の理解と信頼を得る努力をしていく。

原価（積算）方式についても、議会だよりの紙面の都合で理解が得にくかったが、1年間の実際の活動内容を示すことで市民との距離も縮まるだろう。議会改革でさらに活動内容は多彩になり、実働時間も増えていくことが予想される。今後の活動を「見える化」し、「動く議会」を見せていくことで賛同が得られるのではないかと。

議員報酬の検討においては、原価（積算）方式を基本とする。実態調査における実働時間については、一義的には、今後、基本条例の制定で増えるであろう実働時間を加えた量とすべきと考える。しかしながら、現時点においては不透明な部分が多く、根拠に欠ける。地域活動は選挙活動だという意見や、市民はボランティアでやっているという意見がある一方で、自治会等の活動もしっかりやってほしいという声もある。国立市においては議員活動と地域活動は切り離せない。従って、今回の実態調査から導きだされる結論としては、議員活動①～⑫に地域活動（L）を加えて試算した 1636 時間 ÷ 8 時間 = 204 日

80万7500円×204日/318日＝51万8018円

を上限として採用してはどうか。とすれば、現行の報酬額はこれを下回っている。

さらに、他市との比較（議員一人あたりの報酬）、誰もが立候補できるために生活保障的な側面も勘案すれば、現状の額は妥当といえるのではないか。ただし、今後も実態調査を継続的に行い、必要に応じて見直しを行っていく。何らかの第三者評価も必要だろう。

（３）役職加算

ア 当初の協議

当部会では議員定数、議員報酬、政務活動費のほか、役職加算も議論することにした。理由は、議員は役職ではないにもかかわらず、期末手当に全員一律20%の加算がされているからである。なお、この加算を全廃すると、一人当たり約39万円の効果額がある。

はじめの議論では、「バブルのころの名残で、現状に合わないため全廃すべき」、「議員は役職ではないので全廃」との意見のほか、「他市に比べて少ない政務活動費を補っている面があるので残すべき」、「39万円も政務活動費に振り分けられないので現状維持」との意見に分かれた。

イ 第1回市民の意見を聴く会で出された主な意見

役職加算は廃止すべきとの意見が1件あった。

その後、役職加算の導入の経緯は、平成2年の人事院勧告であり、期末手当を0.25か月増やす勧告のほか、「民間企業が導入している職務給の概念を期末手当に反映すべきで、20%の範囲内で盛り込む」との勧告が根拠となっていることがわかった。なお、役職手当は、国会議員、国家公務員、都道府県議員とその職員、区市町村議員とその職員など、広範に導入されている事が分かった。

そのため、部会の中では、現状維持の主張が多数を占めるようになった。

ウ 第1回目の江藤先生のスーパーバイズを受けて

報酬に時間が割かれ、役職加算への言及はなかった。

エ ワールド・カフェ方式による特別委員会での協議を踏まえて

この時出された意見は以下の通りであった。

- 議員は役職ではないので全廃。
- 議長、委員長など役職者のみに加算し、一般の議員は加算をやめる。
- 他市に比べて少ない政務活動費を補っている面があるので残すべき。
- 役職加算をなくし、議員報酬を下げ、政務活動費を上げる。
- 役職加算をなくし、議員報酬を上げる。
- 現状維持。

これらを受けて、部会で再度協議をした。

そこで出された意見は次のようなものであった。

1) 役職加算をやめる

- 市民にわかりづらい役職加算はやめて、政務活動費に置き換えるべき。
- 議員は役職ではないから加算はやめるべき。

2) 役職加算を残す

- 他市に比べて少ない政務活動費を補っている面があるので残すべき。
- 役職加算をやめて政務活動費に変えると意見があるが、39万円も政務活動費を増やせない。
- バブルの頃の官民格差の是正(民間が高く、議員は低い)で期末手当のかさ上げをしているのかと思っていたが、そうではなく、職務給の概念を取り入れるべきとした人事院の勧告であり、妥当。
- 原価方式で算出された報酬額を維持するには役職加算は必要。

部会では、意見の一致を見る事が出来なかったため、改めて専門家や市民の意見を聴くこととした。

オ 第2回目の江藤先生のスーパーバイズを受けて

報酬に時間が割かれ、役職加算への言及はなかった。

カ 第2回市民の意見を聴く会で出された主な意見

この時出された意見は、以下のものだった。

- 全員 20%加算はだめ。
- 査定はしないのか。加算するなら査定をするのが当たり前。
- 民間企業と比較して考えるべき。
- 市民にとって議員は役職なのか。
- 民間も市も役職加算はやめるべき。
- どういう理由で加算されているのか、市民には分からない。
- 報酬に一本化。
- 活動費加算にしても報酬が充実していた方が分かりやすい。

キ パブリックコメントのまとめ

役職加算については 13 件のコメントがあった。内容は以下の通りであった。

- 議長が 20%で、あとは役職に応じて下げる。
- 役職に就くことを目的とされると困るので、やめるべき。
- 不明朗だから、やめるべき。
- 理解に苦しむから、やめるべき。
- やめて、少ない政務活動費を増やすべき。

などであった。集計の結果、やめるべきが 7 件、役職に応じたものに変えるべきが 3 件、政務活動費に変えるが 3 件で、現状のまま残して良いとする意見はなかった。

ク 最終協議

これらを受け、報告書をまとめるにあたり、部会で最終の意見取りまとめを行った。そこで出された意見は次の通りであった。

1) 役職加算をやめる

- 市民にわかりづらい役職加算はやめて、政務活動費に置き換えるべき。
- 議会費の削減をするなら、議員定数の削減ではなく、役職加算をやめて効果額を出すべき。

2) 役職加算を残す

- 他市に比べて少ない政務活動費を補っている面があるので残すべき。
- 原価方式で算出された報酬額を維持するには役職加算は必要。

(4) 政務活動費

ア 当初の協議

議会費の内、議員一人あたり月額1万円与会派に支給されている政務活動費について協議した結果、月額2万円に増額できないか。1万円という額は内実に見合っているか。会派視察の定義を見直して経費削減するか。月額1万円は多摩26市の中でも、最低ラインであるので、増額できないか。実態調査をするべきではないか。などの意見があり、各議員ともに現状額では不足していて、自身の報酬から補っている実態があり、増額を求める声があった。

多摩地域では、最高額が八王子市、町田市の月額6万円、最低額が東久留米市の月額7,625円である。国立市の額は、低い方から2番目となる。

協議するにあたり、他市の先進事例として、2月14日には川越市、4月17日から18日に会津若松市、山形市を視察した。川越市では、政務活動費の用途について経理責任者会議と設置した事例を確認した。会津若松市では、政務活動費を「議員活動の手段に対する補助」と位置づけており、現行の3万5,000円は妥当との結論を出していることを確認した。山形市では、平成25年5月17日に設置した議会改革特別委員会において、政務活動費を月額2万円減額し、月額10万円としたことを確認した。

1) 現状維持の主な意見

- 本来なら増額が望ましいが、現下の財政事情から現状維持とする。

2) 増額の主な意見

- 議員の調査見聞を広めるため。
- 現状の額では、議員活動を充分支えているとは言えない。
- 議員報酬額を削減しその分で増額する。

イ 第1回市民の意見を聴く会で出された主な意見

5月17日18日に行われた第1回市民の意見を聴く会で、市民から寄せられた政務活動

費に関する主な意見は、下記の通りである。

- 政務活動費が1万円はずいぶん少ない。他市も同様なのか。
- 議員の報酬はある程度の保障が必要と思うが、地方議員に政務活動費は必要ではない。
- 政務活動費1万円は必要ないのでは？
- 政務活動費1万円は低すぎるのでは？

政務活動費の意義が理解されていない状況がある。また、意義を認めている市民からは、1万円の額について少ないのではないかと、との意見があった。

ウ 第1回目の江藤先生のスーパーバイズを受けて

5月26日に行われた第1回目の江藤先生からのスーパーバイズにおいて、政務活動費に関する言及はなかった。

エ ワールド・カフェ方式による特別委員会での協議を踏まえて

8月11日の特別委員会において、ワールドカフェ方式による全体協議が行われた。その際の政務活動費に関する主な意見は、下記の通りである。

- 全議員とも1万円の枠では足りないとの認識。
- 不足している部分や各議員の活動費の使い方をお互いに情報交換できたことは、有意義であった。
- 足りないとするならば、不足分も含めた実態調査が必要だが、実施するかは残り時間からの判断を要する。
- 不足している政務活動費を報酬または役職加算を減らす手法で増額することはできないかとの意見が多い。
- 申請額は限度内にとどめている現状がある。

全議員ともに月額1万円は不足であるとの共通認識がある。しかし、増額を実施するためには、実態調査をする必要があり、単に額を増やすという手法は取らないという意見で一致している。また、政務活動費を増やす原資として、報酬削減分を当てるという意見があった。

オ 第2回目の江藤先生のスーパーバイズを受けて

9月22日に行われた第2回目の江藤先生からのスーパーバイズにおいて、政務活動費に関する言及はなかった。

カ 第2回市民の意見を聴く会で出された主な意見

10月17日18日19日に行われた第2回市民の意見を聴く会で、市民から寄せられた政務活動費に関する主な意見は、下記の通りである。

- 実態調査するべき。
- 活動に対するもので意味がある。
- 上げれば良いと言うものではない、査定が必要、適切かチェックを。
- 市民は政務活動費の金額は知らない、分かりやすい方に一体化するべき。
- 政務活動費は活動のために保障していく、増やすべき。
- 会派レポート、報告会が公費で保障されるのはどうか。
- 総額は変えず政務活動費は増やす役職加算は減らす。
- 実態を示して欲しい、年間どのくらい使っているのかを示して増額。
- 政務活動費が少ないと思う、これでは十分な活動は難しい。
- 政務活動費は少なく見えるが市民負担をしている以上やむを得ない。

現状維持と増額の意見があるが、概ね額が少ないのではないかとの意見が多い。実態調査と査定という意見が出された。特別委員会での全体協議の結果にほぼ符合する意見が多数であった。

キ パブリックコメントのまとめ

10月5日付け発行の議会報臨時号 No. 226 において、議会改革についてのパブリックコメントを募集した。その結果、市民から寄せられた政務活動費に関する主なパブリックコメントは、下記の通りである。

- 領収書は1円から公開。第3者によるチェック。外部監査の導入。年間の活動計画書を作成し提出する。
- 実費とする。ICカードを活用し使用日時、場所を記録、四半期ごとにチェックする。
- 活動として使った分を請求できるようにすれば良い。
- 1円までの厳密な報告を条件に2万円か3万円くらいまで増やす。その際は報酬を

減額する。

- 現在話題となっている。当分据え置き。
- 領収書添付でインターネットで情報公開。
- 1万円は妥当。使用明細、領収書添付ホームページでの公開は必要。
- 全国で問題化している。増額してはならない。
- 現状維持。不足の時は申告し議会が判断する。

現状維持と増額の意見があるが、概ね条件付きで増額との意見が多い。情報公開を望む声が多かった。

ク 最終協議

政務活動費については、各議員ともに現状額では不足していて、自身の報酬から補っている実態がある。政務活動費の実態調査をした上で、増額を検討するべきとの意見で一致した。市民からも、「1万円で何ができるのか」などの意見があった。また、政務活動費の透明性を高めるために、収支報告書を議会のホームページに掲載することとした。更に来期において、政務活動費に実態調査に取り組むこととした。

その上で、現状では月額1万円を維持する意見が7名の委員から、現時点で2万円程度に増額するべきとの意見が3名の委員から出された。

1) 月額1万円を維持する意見

- 来期に実態調査を行った上で増額するべき。

2) 月額2万円程度に増額する意見

- 役職加算を無くすことを条件とする。
- 政務活動費は支出費目及び額を公開しているのもので市民に見える部分が増えることは良いことである。
- 2万円程度に増額しても、多摩26市の平均より少ない額である。
- 市民からも「1万円で何ができるのか」との意見がある。

(5) 市長諮問機関等への議員の参画

ア 当初の協議

議会費財政問題検討部会では、議員が市長諮問機関等(以下、「諮問機関」という)に参画することの是非を検討することになった。理由は、議員が諮問機関に参画する意味と、出席1回あたり、9100円の報酬が議員報酬とは別に支払われているからである。なお、この報酬は議会費ではなく、担当課の予算から支払われている。例えば、国民健康保険運営協議会なら国民健康保険特別会計の、総務費の中の運営協議会費に予算計上されている。当初、部会では以下の通り案をまとめた。

- 1) 法律で参画が決められているもの以外、議員は極力委員になるべきではない。
理由 1) 審議会は市長の諮問機関であり、議員は議会で発言し賛否を明確にするものだから。
2) 市民から、審議会での議論を議員が特定の方向へ誘導しているのではと指摘が出ている。議員を出すなら賛成・反対両方の立場の議員を出すべきとの指摘も聞いた。
3) 議員だけが発言している事が目立ち、限られた時間の中で、肝心の市民の発言が少ないから。
- 2) 参加議員の報酬額について
法律で参加が決められている場合は参加しなくていけないが、9100円は高すぎる。議員という立場であり公務なら費用弁償の必要はない。
- 3) 市民生活に死活的に関わるものについては、与党・野党から一人ずつ委員を出す事は、理があると考え。
この点、たたき台をまとめるにあたって、議員が出席している12の審議会のうち、国立市都市景観形成条例に基づく景観審だけは、市の施策の重要性に鑑み、議員が参加しても良いとの意見の一致を見た。

これに対して、委員会では、3)について、「地方議会に与党・野党はない」、「市民生活に死活的に関わるものの『死活的』の意味が分からない」、「なぜ、国立市都市景観形成条例に基づく景観審だけに参画するのか」疑問の声が上がった。

そのため、その後開かれた部会では、3)の部分を、「市の施策の重要性に鑑み、議員

が参加しても良いとの意見の一致を見た。」に変更した。さらに、この会議で、諮問機関から議員が抜ける事について、当局はどのように考えるか聞いてほしいとの声があったため、副市長に文章で質問した。なお、副市長からの回答は以下の通りであった。要約すると以下の通りになる。

1 2ある審議会のうち、議員が入った経緯は

- 経過は不明。（国民健康保険運営協議会、防災会議、交通安全対策審議会、他4審議会）
- 他市を参考にした。（国民保護協議会、基本構想審議委員会）
- 市議会議員は学識経験者として選任されている。（図書館協議会）
- 法律による必置規制。（都市計画審議会）

となり、経緯の詳細不明が多数を占めている。

審議会から議員が抜ける事に対して、市から、「公益性の担保、市民合意形成への寄与、行政への幅広い知見などの観点から就任をお願いした。今後も変わるものではない。ただし、市議会の検討の結果、議員は入らないとの結論に達した場合は改めて対応を協議したい」との事であった。

この回答を得て、部会では諮問機関から抜ける事に問題は少ないと考え、市民の意見を聴く会に望むことになった。

イ 第1回市民の意見を聴く会で出された主な意見

市民の意見を聴く会では、次のような意見が出された。

- 諮問機関に議員が入るのは二重権力になるのでやめるべき。
- 報酬は無報酬でよい。

など、全て部会の案を肯定するものであった。

ウ 第1回目の江藤先生のスーパーバイズを受けて

市民の意見を聴く会の結果、部会での案に助言をもらったところ、先生から、「議会は市長の下部組織ではないので議員が諮問機関に入るのはおかしい」、「諮問機関から抜けるので、市の情報を取る仕組みをいかに考えるかが重要」との指摘を頂いた。

これを受け、部会では、「法定された諮問機関以外は参画しない」、「景観審は市の施策に鑑み参画する」事にし、報酬は無報酬とすることにした。理由は、議員報酬との二重取を避けることである。一方、「報酬をもらって、市民のために堂々と意見を言う」、「議員が抜けて議論がなく、市長の諮問を了とされるのは困る」との意見があった。また、「諮問機関が出した答申に議会は拘束されない」との意見もあった。

エ ワールド・カフェ方式による特別委員会での協議を踏まえて

この際出された意見は、「無報酬だとなり手がいなくなる可能性がある」、「諮問内容を調べたりするのに時間がかかり費用は必要」、「月1回など頻繁に開かれるものについては報酬はあっても良い」との意見が多い一方、「年数回の開催なら報酬はいらない」とする意見があった。

これを受けて部会で検討するべきであったが、時間の制約もあり、議員定数、議員報酬、役職加算、政務活動費の議論を優先させたため、ワールド・カフェで出された意見を紹介するだけで終わった。

オ 第2回目の江藤先生のスーパーバイズを受けて

先生からは、前回と同様の意見のほか、「議決しない諮問機関に参画することは、情報収集の観点から意義があり、諮問機関に参画するかどうかは、議決の有無を切り口に議論してはどうか」、「報酬は原価方式の時間に含まれていないならあっても良い」との指摘であった。なお、原価方式には時間数に含くまれていない。

カ 第2回市民の意見を聴く会で出された主な意見

時間の制約もあり、議員定数、議員報酬、役職加算、政務活動費の議論を優先させたため、議題にならなかった。

キ パブリックコメントのまとめ

パブリックコメントの設問としなかった。

ク 最終協議

ア～オの意見と協議を受け、部会では以下の通り結論を得た。

- 1) 法律により参画義務のあるものについては参画する。ただし無報酬とする。
- 2) 法定でないものについては、一切参画しない。従前は、国立市の特徴である景観審には参画すべきとしたが、特別委員会で、「なぜ景観審だけなのか」疑問が出されたのち検討した結果、景観は重要な政策だが、議会は市長の下部機関ではないので、他の諮問機関等と差を設けない事にした。
- 3) 法定でないものについては一切参画しないので、市に対して、議員に、市長諮問機関等の開催日の通知を求める事にする。希望する議員は傍聴でき、資料については、必要な議員が当局に請求できる事にする。なお、議案となる諮問事項は、常任委員会で報告を求める。

ケ 部会の結論と行政の対応

キで得た結論に特別委員会で異論がなかったため、当局に1)～3)の内容についての見解を文章で求めた。その結果は以下の通りであった。

- 1) 法定の参画義務のある諮問機関のみに参画する意思を尊重する。
無報酬とすることについては条例改正が必要で、改正作業に一定の期間を要する。
- 2) 法定の参画義務がない諮問機関からはずれる意思を尊重する。
参画をやめる諮問機関のうち、8つの機関は市議会議員と明記されているため、条例改正が必要で、改正作業に一定の期間を要する。
- 3) 開催日は事前にホームページ等により周知することに努める。
諮問機関の傍聴は可能だが、審議の過程で個人情報など非開示情報を扱う審議会については傍聴を不可とする。

資料請求は議長からの請求に基づくものは可能だが、個人情報など、非開示情報を含む場合は資料の提供ができない場合がある。

議案となる諮問事項については、所管の常任委員会で報告する。但し、定例会の間に諮問し、次の定例会の前に答申が出たため、議案とする場合は報告する暇がない。

部会では、この回答を受け協議をしたところ、部会と市の意思は概ね一致を見た判断した。

しかし、開催日の通知がホームページ等となっており、議員が見落とす可能性があるとして指摘された。このため、部会では市に対し、議員に諮問機関の開催日を記した文章を、各自の机に配布することを求め、市はこの扱いについて検討することにした。

市は、月末に翌月開かれる諮問機関の開催日時を記した一覧表を議会事務局に届け、議会事務局が各議員の机上に配付する案を示した。

上記の案が特別委員会ですとされた。なお、このことにより法定以外の諮問機関から議員が外れるため、条例の改正や新たな委員の選任が必要となるなど、一定の時間がかかるため、準備が整った後実施する事になる。

7-4. 結びに

議会費財政問題検討部会として1年以上にわたって、年間予算3億3000万円余りの議会費が適正であるかを協議してきた。「議会の役割とは何か」を法的な位置づけから検証し、「議員の仕事とは何か、議員とはどうあるべきか」を5人の有志による議員活動実態調査をもとに協議・検討した。

先進自治体の視察では、議会改革に関する新たな視座を得、「市民の意見を聴く会」では、少人数のグループ討議を通して、議員活動の実態が市民に見えていない現実と、市民が求める議会・議員像に触れることができた。

議員定数、役職加算、政務活動費については、最終的に両論併記となったものの、議員報酬、市長諮問機関等への議員の参画については、一つの結論で意見が一致した。この間の会派を超えた議論の積み重ねは、議員間討議の有効性を示す一助となるだろう。

地域民主主義の実現に向け、多様な民意を反映し、市長等の事務執行の監視機能及び議会の政策立案機能を果たすために、積極的に地域に出て市民の意見を聴取し、政策形成につなげていく必要性を共有できたことは、33回に及ぶ協議の成果である。議会力向上のためには、さらに調査活動を充実させる必要があるが、政務活動費と報酬、役職加算（期末手当）の総合的な見直しについては、改選後、次期議会に託すこととする。

財政問題を考えることは、議会活動、議員活動を考えることと一体である。今後の国立市議会がより市民に開かれた、市民とともに政策を形成する議会になっていくことを約束して、結びとする。